

令和6年度現場代理人の常駐緩和について

令和6年4月1日以降に契約した建設工事を対象に、現場代理人の常駐緩和の試行を行います。

(1) 現場代理人の現場常駐規定の適用除外

以下の工事について、益田市公共工事請負契約約款第10条第2項の現場代理人の工事現場常駐規定は適用除外とし、現場代理人の兼任を可能とする。

① 予定価格が130万円未満の工事

② 地域住民の安全を確保する橋梁修繕工事

ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合または発注者との連絡体制が確保できないと認められる場合は、この限りではない。

(2) 現場代理人を兼務できる工事の数

現場代理人が兼務できる工事の数については最大2件（益田市が発注するものに限る）までとする。ただし、地域住民の安全を確保する橋梁修繕工事を含む場合は最大3件までとする。

(参考)現場代理人の兼務が可能な工事件数の判定表

ケース	益田市発注		合計	可否	理由
	橋梁修繕 工事以外 の工事	橋梁修繕 工事			
①	2件		2件	○	
②	2件	1件	3件	○	
③	1件	3件	4件	×	3件を超えている
④	1件	2件	3件	○	
⑤	3件		3件	×	橋梁修繕以外は2件まで
⑥	2件	2件	4件	×	3件を超えている

(3) 留意事項

現場代理人の常駐義務の緩和による場合であっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。